

給水装置工事申込の見直しについて（概要）

1. 目的

給水装置工事申込については、指定工事店から提出された書類を東西工事事務所で受付・審査～検査まで行なっているところである。

現在の体制となつて十数年が経ち、事務所間で審査及び検査書類等のアンバランスが散見されているため、関係書類の見直しを行い標準化を図るもの。また、他都市の手続き等を踏まえて簡素化も併せて行なうもの。

2. 主な改定点

① 給水装置工事申込書（用紙サイズ B5）

マンション等の直結式給水については、現在、メーターごとに申請することとなっている。（1棟50戸のマンションでは50件の申請となり、全てに印鑑が必要である）

改定後は1棟ごとの申請とする。ただし、給水装置所有者一覧表（用紙サイズ B5）を提出する。

その他：委任内容の見直し、指定工事店会社印追加
分水位置のオフセット土被り記入追加

② 給水装置使用材料計画（報告）書（用紙サイズ A4）

使用材料については、現在、計画書に使用する全ての材料を記入することとなっており、工事完了後は報告書も提出することとなっている。

改定後は、メーター下流側については、水道法で定められている構造材質基準に適合した材料を使用することで材料記入を省略することができ、また、報告書の提出は不要とする。

③ 給水装置所有者変更届（用紙サイズ B5）

所有者の変更の際は、現在、前所有者の印鑑が無い場合は、確認書類として登記簿の提示を求めている。

改定後は、確認書類（登記簿）の提示を求めない。

④ 工事着手届（用紙サイズ A4）

現在は、工事着手届提出時に分水・分岐の立会日を調整しているため、窓口持参となっている。

改定後は、FAX 送付も可とするが、その際は必ず電話連絡し、立会日の調整を行なうことを条件とする。

⑤ 給水装置工事検査申込書（用紙サイズ A5）

水栓番号、給水装置工事検査結果通知書の要否を追加

排水設備完了検査と同日検査を希望のチェック欄を追加

⑥ 道路占用許可書の写し

現在は、添付が無ければ受付ができないこととなっている。

改定後は、添付不要とする。

⑦ チェックリスト（用紙サイズ A4）

申込み書類の記入漏れや添付忘れをなくすため、新たにチェックリストを作成し、改定後は申込み時に提出することとする。

⑧ 分水分岐工事の現地立会

現在は、現地立会を必ず行なうこととしているが、改定後は、原則、現地立会であるが、特別な事情がある場合は写真も可とする。

特別な事情とは、繁忙期等で日程調整が困難なケースを想定している。

⑨ 標準処理期間

現在は標準処理期間を定めておらず、申込書の提出時にその場で審査を行っており、窓口の混雑を招くケースがある。

改定後は、標準処理期間を受付後6営業日以内（受付～納付書発行）とし、窓口では受付のみ行なうこととする。

3. 運用開始予定

平成31年 4月 1日（試行）

平成31年 7月 1日（本格運用）